

議案第75号

福岡市消防事務における規制に関する手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年2月22日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正に伴い、液化石油ガス販売事業の登録の申請に対する審査等の事務に係る手数料の額を定める必要があるによる。

福岡市消防事務における規制に関する手数料条例の一部を改正する条例

福岡市消防事務における規制に関する手数料条例（平成12年福岡市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(5) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）

関係の手数料 別表第5

別表第4 5の項中「昭和42年法律第149号。」を削り、同表の次に次の1表を加える。

別表第5

事 務	名 称	金 額
1 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下この表において「法」という。）第3条第1項の規定に基づく液化石油ガス販売事業の登録の申請に対する審査	液化石油ガス販売事業登録申請手数料	31,000円

議案第75号

2 法第3条の2第3項の規定に基づく液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付	液化石油ガス販売事業者登録簿謄本交付手数料	1通につき630円
3 法第3条の2第3項の規定に基づく液化石油ガス販売事業者登録簿を閲覧に供する事務	液化石油ガス販売事業者登録簿閲覧手数料	1回につき460円
4 法第29条第1項の規定に基づく保安機関の認定の申請に対する審査	保安機関認定申請手数料	34,000円と6,900円に申請に係る保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額
5 法第32条第1項の規定に基づく保安機関の認定の更新の申請に対する審査	保安機関認定更新申請手数料	14,000円と6,900円に申請に係る保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額
6 法第33条第1項の規定に基づく保安機関の保安業務に係る一般消費者等の数の増加の認可の申請に対する審査	一般消費者等の数の増加の認可申請手数料	20,000円と6,900円に申請に係る保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額
7 法第35条の6第1項の規定に基づく保安確保機器の設置及び管理の方法の認定の申請に対する審査	保安確保機器の設置及び管理の方法の認定申請手数料	次に掲げる当該申請を行う者が液化石油ガスの販売契約を締結している一般消費者等の数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 1,000戸未満 55,000円 (2) 1,000戸以上10,000戸未満 80,000円 (3) 10,000戸以上 98,000円
8 法第36条第1項の規定に基づく貯蔵施設等設置許可申請の設置の許可の申請に対する審査	貯蔵施設等設置許可申請手数料	21,000円に申請に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額
9 法第37条の2第1項の規定に基づく貯蔵施設等	貯蔵施設等変更許可申	15,000円に申請に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額

蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可の申請に対する審査	請手数料	
10 法第37条の3第1項の規定に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の設置の許可に係る完成検査	貯蔵施設等設置完成検査手数料	31,000円に検査に係る貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第20条第1項本文若しくは第3項本文の規定による完成検査を受け、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められたもの又は同法第20条第1項ただし書若しくは第3項第1号若しくは第2号の規定による届出に係るもの（以下「完成検査合格施設」という。）を除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に検査に係る貯蔵施設又は特定供給設備（完成検査合格施設に限る。）の数を乗じて得た額との合計額
11 法第37条の3第1項の規定に基づく貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可に係る完成検査	貯蔵施設等変更完成検査手数料	24,000円に検査に係る貯蔵施設又は特定供給設備（完成検査合格施設を除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に検査に係る貯蔵施設又は特定供給設備（完成検査合格施設に限る。）の数を乗じて得た額との合計額
12 法第37条の4第1項の規定に基づく充てん設備による液化石油ガスの充てんの許可の申請に対する審査	充てん設備許可申請手数料	28,000円に申請に係る充てん設備の数を乗じて得た金額
13 法第37条の4第3項において準用する法第37条の2第1項の規定に基づく充てん設備の所在地、構造、設備又は装置の変更の許可の申請に対する審査	充てん設備変更許可申請手数料	17,000円に申請に係る充てん設備の数を乗じて得た金額

議案第75号

14 法第37条の4第4項において準用する法第37条の3第1項の規定に基づく充電設備の設置の許可に係る完成検査	充電設備 設置完成検査 手数料	36,000円に検査に係る充電設備の数を乗じて得た金額
15 法第37条の4第4項において準用する法第37条の3第1項の規定に基づく充電設備の位置、構造、設備又は装置の変更の許可に係る完成検査	充電設備 変更完成検査 手数料	27,000円に検査に係る充電設備の数を乗じて得た金額
16 法第37条の6第1項の規定に基づく充電設備の保安検査	充電設備 保安検査手 数料	27,000円に検査に係る充電設備の数を乗じて得た金額

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。